

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(八六・市町村課).....	1
産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(八七・環境整備課).....	13
特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(八八・環境整備課).....	13
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(八九・環境整備課).....	13
地籍調査の成果の認証(九〇・農山村振興課).....	13
指定施業要件変更予定通知(九一・森林整備課).....	14
保安林予定森林の指定通知(九二・森林整備課).....	14
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(九三・商工業振興課).....	15
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(九四、九五・商工業振興課).....	16
大規模小売店舗の新設に関する届出(九六・商工業振興課).....	17
道路区域の変更(九七・道路環境課).....	18
道路区域の変更及び供用開始(九八、九九・道路環境課).....	18
道路の供用開始(一〇〇・道路環境課).....	19
都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告(一〇一・都市計画課).....	19
開発行為に関する工事の完了(一〇二・平鹿地域振興局建設部).....	20
証紙売りさばき廃止の届出(一〇三・会計課).....	20
証紙売りさばき人の指定(一〇四・会計課).....	20
公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター).....	20
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	21
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙	

## 告 示

- 北地域振興局農林部)..... 21
- 共同施行等土地改良事業の換地処分届出(仙北地域振興局農林部)..... 21
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)九件..... 21
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件..... 28
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)..... 30

### 秋田県告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大曲市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分届出の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大曲市角間川町字大中島 三、五の二の地先の道路である国有地の一部	大曲市角間川町字稲荷中島
大曲市角間川町字稲荷中島 二一の一の一部、三六から三八までの各一部、三九から四一まで、五一、五二、五三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大曲市角間川町字大中島
大曲市角間川町字平中島 二四、二七、二八、三一、五五から五七まで、五八の一から五八の三まで、六一、六三、六四の一から六四の四まで、六六の一、六六の二、六七の一、六八の一、六九の一、七〇、七一の一、七三の一、七四の一、七六、七七、一〇三の四及びこ	

<p>これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字南小中島 七一の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字二本杉 一の三、二の七、三の三、一三の二、一四の二、一五の二、一六の二、一七の二、一七の二、一八の二、一九、二〇の二、二二の二、二二の二、二三の二、二四の二、二三の二、二四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三七の七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字柳中島 一の三、七の二、七の五、九の二、一一の二、一二の二、一二の二、一三の二、一三の二、一四の二、一四の二、一五の二、一五の二、一六の二、一七の二、一八の二、一九の二、四〇の二、四〇の二、四一の二、四二の二、四八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字小中島 一〇六の二、一〇六の二、一〇七から一〇九まで、一一〇の二、一一七及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>大曲市角間川町字稲荷中島 一九の二の一部、二〇の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字大中島 三九の二、三九の二、四〇の二、四一の二、四二</p>	
<p>大曲市角間川町字南小中島</p>						
<p>の二、六八の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字二本杉 三の四、四の四、五の二、六の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字二本杉 五九の二、五九の六、五九の七、六〇の二、七八から八一まで、一〇〇の二、一〇〇の二、一〇一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字道東 八の二の一部、八の二の一部、九の二の一部、一〇の二、一一の二、一二の二、一二の二、一三の二、一四の二、一五の二、一七、一八の二、一九の二の一部、二〇の二、二〇の二、二二、四五の二、九七の二、九八、一〇〇の二、一〇一の一部、一〇四の一部、一〇五の二、一〇五の二、一〇六から一〇八まで、一〇九の二、一一〇、一一一、一一二の二、一二の二、一一八、一一九の一部、一二〇の二、一二九の一部、一三三の二、一三四の一部、一四四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字前田 四一の一部、四二の一部、四四から四九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字中前田 三三の二の一部、三四の二、三五の二、三六の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>	
<p>大曲市角間川町字柳中島</p>		<p>大曲市角間川町字下葛野</p>				

<p>大曲市角間川町字下葛野 七三の一の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中葛野 六の一部、七の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに七の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字柳葛野 一、二の一部、五の一部、六の一部、七の一の一部、九の一の一部、一〇から一四までの各一部、一七の一部、二〇の一部、二二の一部、二三の一部、二六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字北中野 七の三、一〇の八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字西葛野 五、六、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一から一三まで、一五から二二まで、二三の一、二四の一、二五から三〇まで、三一の一、三二の一、三三の一、三三の二、三四から四〇まで、四一の一、四二の一、四三の一、四四から四六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二、三、一四に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中葛野 一から五まで、六の一部、七の一部、八から三〇まで、三一の一、三二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>
---	--	---	--	---	--

大曲市角間川町字道東

<p>大曲市角間川町字内中島 一、三から五まで、六の一、六の二、七から一七まで、一八の一、一八の二、一九から二二まで、</p>	<p>大曲市角間川町字後野 一から七まで、一一の一部、一二から一六まで、一七から二〇までの各一部、二一から二三まで、二四の一から二四の四まで、二五から二七までの各一部、二八の一部、二九の一部、三〇、三一、三二の一部、三三の一部、三六から三八までの各一部、三九の一の一部、四〇から四三までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字長田 五の一の一部、五の二、八の一部、一一の一部、一二、一三、一四の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字旭森 一の一、一の二、二、三、七、八、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一四の一、一五の一、一九の一、二〇の一、二二の一、二二の二、二三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字愛宕 四六の二の一部、四九、五〇、五二の一、五二の二、五三の一、五四の一、五五の一、五六の一、五七の一、五八の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字前田 四一の地先の道路である国有地の一部</p>
---	--	---	--	--	---

大曲市角間川町字二本杉

大曲市角間川町字中島

<p>一三三の一、一三三の二、二四から三一まで、三一の一、三二の二の一部、三三から四六まで、四七の一、四七の二、四八から五〇まで、五一の一、五一の二、五二、五三、五四の一、五四の二、五五から五七まで、五八の一、五八の二、五九、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一、六二の二、六三の一、六四の一、六四の二、六五から七七まで、七八の一、七八の二、七九、八〇、八一の一、八一の二、八三の一、八四の一、八四の二、八五から九三まで、九四の一から九四の三まで、九五から一〇〇まで、一〇一から一〇四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字大内中島      一の一、二の一、六の五、七の二、七の三、八の二、九の二、一一の一から一二の三まで、一二の五、一八の二、二八の四、五七の一、六八の二、六九、七〇の二、七一の二、七四の一、七五の一、七五の二、七六の二から七六の四まで、七九の一、八〇から八三まで、八四の二、八五の一、八六から九〇まで、九一の一、九五の一、一〇九の一、一一〇の一、一一三の一、一一四から一一六まで、一一七の一、一一八の一、一二〇の一、一二二の二、一二三の二、一二四の一、一二五の一、一二六、一二七、一二九から一三三まで、一三三の二、一三三の三、一三四の一、一三五の二から一三五の三まで、一三七の一、一三七の二、一三七の四、一三七の九、一三七の二〇、一三七の二二、一九四の五、一九四の六、一九六の一、二〇〇の三、二〇〇の四、二二六の四、二二三三の一、二二三三の二、二三四から二五六まで、二五七の一、二五七の二、二五八から二八四まで、二八五の一、二九九の一、三〇四から三〇八まで、三一一から三三〇まで、三三四、三三五、三三七から三三三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路</p>
--	--

<p>である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字松川原      四、四の一、四の四、五の一部、九の一部、一〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中前田      八、九、一一、一三、一六から三一まで、三二の一、三三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字道東      一四四から一四七までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字東元道巻      一の一、二、三の一、四の一、五の一、六、七の一、七の二、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の二、一三の一、一四の一、一五、一六の一、一七の一、一八の一、二六の二、二七の一、二八の二、二九から四九まで、五〇の二、五〇の三、五一の二、五一の三、五二の二、五二の三、五三の二、五三の三、五四から五六まで、五七の一、五七の二、五八から七五まで、八一から八三まで、八四の一、八四の二、八五から九三まで、九四の一、九四の二、九五から一三〇まで、一三一の一、一三二の二、一三三から一三五まで、一三八の三、一三九の二、一四〇の三、一四一から一五〇まで、一五一の一、一五一の二、一五二から一五九まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一から一七一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字西谷地</p>
------------------	---	---	---	--	--------------------



<p>接する道路である国有地の全部、三二二の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字五十谷地  一の一、二六の三の一部、二九の一、三〇の一、三二の一、三三の三の一部、三三の二、五六の四、五八の一、五九の一、六〇の一、六一から六三まで、六四の一、八七の四、八九の一、九〇、九一の一、九二の二、九三から九五まで、九六の一、九六の二、九七の一、九七の二、一一一の二の一部、一二二の一部、一二三の二の一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字五十谷地  四の一、五の一、六から一二まで、一三の一、一三の二、一四、一五の一から一五の三まで、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九から二三まで、二四の一から二四の三まで、二五の一、二六の一、二六の七の一部、三六の一、三六の三、三六の五、三七の一、三八、三九の一、三九の二、四〇、四一、四二の一、四三、四四、四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四七の一、四七の二、四八から五二まで、五三の一、五三の二、五三の五、五四の一、五五の一、六八の一、六九から七五まで、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八から八二まで、八三の一から八三の三まで、八四、八五の一、一〇〇の一、一〇一から一〇三まで、一〇四の一、一〇四の二、一〇五から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一〇九の一、一〇九の二、一一〇、一一一の一から一一一の三まで、一一二から一一六まで、一一七の一、一一七の三、一一七の五、一一七の六、一一八の一、一一九の一、一一九の二、一二三の二、一二三の四、一二三の五、一二四の</p>
<p>大曲市角間川町字北中野</p>	<p>大曲市角間川町字中野  一、一三五の一から一三五の三まで、一三六から一三八まで、一三九の一、一三九の二、一四〇から一四四まで、一四五の一、一四五の二、一四六から一五二まで、一五三の一、一五四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中島  三二の三の一部、一〇一から一〇四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>大曲市角間川町字松川原  一、一七から二〇まで、二二の一、二四の二、二五、二七の一、二八の一、二九の一、二九の三、三四の一、三五、三五の一、三六から四三まで、四四の一、四四の二、四五から五二まで、五四、五七、五九から六五まで、六六の二、六八、八〇の二、八二、八四、八五の一、八五の二、八六、八七、八八の一、八八の三、八九、九〇の一、九〇の二、九一から九四まで、九七の一、一一五、一一六、一一七の一、一一七の二、一一八から一二五まで、一二六の一、一二六の二、一二七、一</p>	<p>大曲市角間川町字松川原  五の一部、九の一部、一〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中野  二五七から二六九まで、二七〇の一、二七〇の二、二七一から二七三まで、二七四の一から二七四の三まで、二七五の一、二七五の二、二七六から二七八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二七九に隣接する道路である国有地の全部</p>
<p>大曲市角間川町字悪戸</p>	<p>大曲市角間川町字悪戸</p>	<p>大曲市角間川町字悪戸</p>

<p>二八の一部、一二九、一三〇の一部、一三一、一三二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字小萩立 六の一部、九の一部、一〇の一部、一一、一二の一部、一三の一部、一四の一部、一三五の一部、一三七の一部、一三八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに五に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字北沼ノ上 一の一から一の四まで、二、三、四の一部、六の一部、一四の三の一部、一七の二、一八、一九、一九の一、二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字北沼ノ上 八の一</p>	<p>大曲市角間川町字小萩立 八二から八五までの各一部、八八の一部、九〇の二の一部、一三五の一部、一四〇の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四の一、一四四の二の一部、一四五から一四九まで、一五〇の一部、一五一、一五二から一五六までの各一部、一五七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字北沼ノ上五八に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字松小原 一二八の一部、一三〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字北沼ノ上</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="111 790 177 1072"> <p>大曲市角間川町字南沼</p> </td> <td data-bbox="177 790 328 1072"></td> <td data-bbox="328 790 703 1072"> <p>大曲市角間川町字北沼ノ上</p> </td> <td data-bbox="703 790 815 1072"> <p>立</p> </td> <td data-bbox="815 790 1042 1072"> <p>大曲市角間川町字小萩立</p> </td> <td data-bbox="1042 790 1434 1072"></td> </tr> </table>						<p>大曲市角間川町字南沼</p>		<p>大曲市角間川町字北沼ノ上</p>	<p>立</p>	<p>大曲市角間川町字小萩立</p>	
<p>大曲市角間川町字南沼</p>		<p>大曲市角間川町字北沼ノ上</p>	<p>立</p>	<p>大曲市角間川町字小萩立</p>							

<p>二四の一から二四の四まで、二五、二六、四五、五八の一部、六〇、六一、六二から六六までの各一部、六七、六八の一部、六九の一部、七〇、七一の一部、七二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字上木内街道西 一から四まで、一〇から四一まで、四二の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字布北 一四の二の一部、一四の三、一四の四、一四の一〇から一四の二二まで、一四の一六</p>	<p>大曲市角間川町字一本木 一から五まで、六の一、六の二、七から三七まで、三八から五一までの各一部、五二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字小萩立 一二五の一、一二六の一の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字布北 一四の二の一部</p>	<p>大曲市角間川町字南沼ノ上 四三の一の一部、四三の二の一部、四四の一部、四五の一部、四九の一部、五二の一、五三の一、五三の二、五四、五六の一、五九の一部、六〇から六七まで、六七の一、六七の二、六八の一から六八の三まで、六九、六九の三、六九の四、七〇から七三まで、七四の一、七五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="111 1769 440 2049"></td> <td data-bbox="440 1769 552 2049"> <p>大曲市角間川町字布晒</p> </td> <td data-bbox="552 1769 1434 2049"> <p>ノ上</p> </td> </tr> </table>							<p>大曲市角間川町字布晒</p>	<p>ノ上</p>
	<p>大曲市角間川町字布晒</p>	<p>ノ上</p>						



<p>部並びに字一本木六五の地先の道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字一本木        三八の一部、三八の一、三九から四八までの各一部、五七の一部、五八から七五まで、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八から八〇まで、八一の一、八一の二、八二から八八まで、八九の一部、九七の一部、九八から一二三まで、一二四の一、一二四の二、一二五から一二八まで、一二九から一三一までの各一部、一三三、一三四の一の一部、一三四の二、一三五の一の一部、一三五の二、一三六から一三八までの各一部、一三九から一五〇まで、一五七、一六七、一六九、一七〇、一七一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一七三に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字布西        三の一、三の二、四の一、六の二から六の四まで、七の一、七の二、八の一、八の二、一〇から一一まで、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二二、二八から三七まで、三八の一、三八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字布東        七七の一の一部、七七の二の一部、七七の三、七七の四、七八から八二までの各一部、八三の一、八三の二の一部、八四、八五、八六の一、八六の二、八七、八八、八九の一、八九の二、一一三の一、一一三の二、一一四から一二〇まで、一二一、一二二の二、一二四の二、一二四の三、一二五、一四六、一四七の一、一四八の一、一四八</p>
----------------------------------	---	--	---

<p>の二の一部、一七一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字五十谷地        一二〇の五、一二〇の六、一二二の一の一部、一二二の二、一二三の一部、一二三の二、一二三の三の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六、一二七、一二八の一、一二八の二、一二九の一、一二九の二、一二九の五、一三〇の一、一三一の一、一五七の一、一五七の二、一五八から一六〇まで、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三から一六五まで、一六六の一、一六六の二、一六七、一六八、一六九の一、一六九の二、一七〇の二、二〇〇の九、二〇〇の二〇、二〇一の一、二〇二の一、二〇三の一、二〇四の一、二〇四の二、二〇五から二〇七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字堺野        一、二の一、二の二、六、七の一、七の二、八の一、八の二、八の七、八の九、九の一、一〇の一、一一の一、一三から一三三まで、三四の一、三五の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字佐渡谷地        一から二二まで、二二から三三までの各一部、三四の一の一部、三五の一の一部、三六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字中木内        三七の一、四五の一、四五の二、四六から五六まで、五九から六六まで、六八、七〇から八三まで、</p>
--	--	---	---	---

大曲市角間川町字木内



<p>大曲市角間川町字田東</p> <p>三の一、四から二まで、一三の二、一三の三の一部、一六の二の一部、一七の一、一八の一、一九から三八まで、三九の一、三九の二、三九の三、三九の四、三九の五、三九の六、三九の七、四〇の一、四二の一、四二の二、四三の一、四四の一、四七の四、四九の一、五〇の一、五一の一、五二から六五まで、六六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字佐渡谷地</p> <p>二二から三三までの各一部、三四の一の一部、三四の五、三五の一の一部、三七の三、三七の五、三七の七、三八の一、三九の一、四〇から六四まで、六五の一、六五の二、六六の一、六八の一、六九の一、六九の二、七〇から九五まで、九六の一、九六の二、九七、九八、九九の一、九九の三、九九の五、九九の六、一〇〇の一、一〇一の一、一〇三の二、一〇三の四、一〇四の一、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八から一二〇まで、一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の一、一二九から一三一までの各一部、一三二の一、一三三の二、一三四の一、一三五の一、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>九九から一〇二まで、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一、一〇四の二、一〇五、一〇六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>大曲市角間川町字中野</p>	<p>大曲市角間川町字中木内</p>	

<p>大曲市角間川町字上谷地</p>	<p>大曲市角間川町字柳葛野</p> <p>二の一、三、四、五の一部、六の一部、七の一の一部、九の一の一部、一〇から一四までの各一部、一六の一、一六の二、一七の一部、一八、一九、二〇の一部、二二の三、二二の一部、二三の一部、二四の一から二四の三まで、二六の一部、二七、二八の一、二八の二、二九から三二まで、三三の一、三三の二、三四の一、三五の一、三六の一、三六の二、三七の一、三八から四〇まで、四一の一、四二の一、四三から五〇まで、五一の一、五二の一、五三の一、五四から五九まで、六〇の一、六一の一、六一の二、六二の一、六三から六六まで、七〇から七五まで、七五の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七から九六まで、九七の一、九八の一、九九から一〇九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字北中野一〇の九に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字道東</p> <p>二の一から二の三まで、三から七まで、八の一の一部、八の二の一部、九の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字五十谷地</p> <p>一七二の一、一七三の一、一七四から一七九まで、一八〇の一から一八〇の四まで、一八一から一九六まで、一九七の一、一九七の二、一九七の六、一九七の八、一九七の一〇、一九八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>大曲市角間川町字布東</p>		<p>大曲市角間川町字上葛野</p>	

<p>一、二の二の一部、二の二の一部、三の二、三の二、四の二、四の二、五、六、七の二、八、九、一〇の二、一〇の二、一一、一一の二、一二の二、一二、一三、一四の二、一五、一七、一八の二、一九から三〇まで、三二の二、三三の二、三三から三五まで、三六の二、三六の二、三七から六〇まで、六一の二、六一の二、六二から九二まで、九三の二、九三の二、九四から一〇一まで、一〇二の二、一〇三から一二八まで、一二九の二、一二九の二、一三〇から一三六まで、一三七の二、一四〇の二、一四一から一七二まで、一七三の二、一七八の二、一七九から一八四まで、一八五の二、一八五の二、一八六、一八七、一八八の二、一八八の二、一八九から一九一まで、一九二の二、一九二の二、一九三から二〇七まで、二〇八の二、二〇八の二、二〇九から二一一まで、二二二の二、二二八の二の一部、二二九の二、二二〇の二、二二二の二、二二二の二、二二三の二、二二四の二、二二五の二、二二五の二の一部、二二五の三、二二六の一部、二二七の二、二二八の二、二二九の一部、二三〇の二の一部、二三〇の二の一部、二三一から二三三までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字明神西 三の一部、四、五の一部、五の六の一部、九の一部、一〇の一部、一九の一部、二〇、二二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>大曲市角間川町字一本木 四八から五一までの各一部、五三の二、五三の二、五四から五六まで、五七の一部、八九の一部、九〇から九二まで、九三の二、九三の二、九四から</p>
--	---

<p>九六まで、九七の一部、一三四の二の一部、一三五の二の一部、一三六から一三八までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字泥鱧沼 一の二の一部、一の三の一部、二、三、四の二、四の二、五から七まで、八の二から八の四まで、九の二、九の二、一〇の二、一〇の二、一一の二、一一の二、一二の二、一二の二、一三から一四まで、二五の二、二五の二、二六、二七の二、二七の二、二八の二、二八の二、二九の二、二九の二、三〇の二、三〇の二、三一の二、三一の二、三二の二、三二の二、三三の二、三三の二、三四から四一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字上木内街道西 四二の二の一部、四三の二、四四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字明神西 五〇の二、五一の二、五二の二、六九の二、七〇の二、七一から七四まで、七五の二、七五の二、七六の二、七六の二、七七から八一まで、八二の二、八二の三、八二の五、八三の二、八四の二、九〇の四の一部、九〇の七、九四の二、九五の二から九五の三まで、九五の五、九六の二、九七の二、九八の二、九九から一〇四まで、一〇五の二、一〇五の二、一〇六の二から一〇六の三まで、一〇七の二、一〇七の三、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二、一一二の二、一一三の二、一一四の二、一一五の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一一九の二、</p> <p>大曲市角間川町字巽中 野</p>
---	--	--	---

<p>一二〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字田村境 一七の一の一部、一八の一の一部、八六の一、八七、八八の一、八八の九の一部、八八の一〇、八九の一、九四の二の一部、九四の三の一部、九四の五の一部、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九から一〇三まで、一〇四の一、一〇四の二、一〇四の四、一〇五の一、一〇五の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一、一〇七の二、一〇八から一四まで、一一五の一、一一五の二、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九から一二二まで、一二二の一、一二二の二、一二三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字明神西 一、二、三の一部、五の一の一部、五の二、五の六の一部、七の一から七の三まで、九の一部、一〇の一部、一一、一二の一、一二の二、一三から一八まで、一九の一部、二二の一部、二二から二九まで、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の四、三〇の五、三〇の六、三三から四四まで、四五の一、四五の二、四五の三、四五の四、四六の一、四七の一、五六の一、五六の二、五六の三、五七の一、五八から六四まで、六五の一、六五の二、六六の一、六七の一、七八の一、八九、九〇の一、九〇の二の一部、九一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字上谷地 二の一の一部、二の二の一部、一〇二の一部、一三七の一部、一三八、一三九、一四〇の一部、一</p>
<p>大曲市角間川町字田村境</p>		<p>大曲市角間川町字田村境</p>	<p>大曲市角間川町字東沼敷</p>

<p>七三の一部、一七四から一七七まで、一七八の一部、二二二の一部、二二三、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二二七の一、二二八の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字明神西七の一から七の三まで、九に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大曲市角間川町字泥鱒沼 一の二の一部、一の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字布晒 九七の一、九八、九九の二、二二九から三三二まで、二五九から二六五まで、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の一、二七〇の二、二七八の二、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四から三〇六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字東沼敷 一の一、一の二、二の一、二の二、三の一から三の三まで、四の一から四の三まで、五、六の一から六の三まで、七から一四まで、一五の一から一五の五まで、一六の一部、一八から二〇まで、二一の一、二二の二、二二から二六まで、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の四、三〇の五、三一、三二の一、三三の二、三三の三、三四の二、三五の一、三五の二、三六から四九まで、四九の二、五〇、五〇の二、五一、五一の二、五一の三の一部、五二、五二の二、五六、五七、五八の二、五九から七五まで、七六の一の一部、七六の二の一部、七七、七八、七九の一部、八〇の一部、八一</p>
<p>大曲市角間川町字古川敷</p>		<p>大曲市角間川町字古川敷</p>	<p>大曲市角間川町字古川敷</p>

<p>のの一部、八五の一、八五の二、八六の一、八六の二、八七の一、八七の二、八八の一、八八の二、八九の一、九一の一、九二、九三、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、九九の二、一〇〇から一〇二まで、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の二、一〇六から一〇七まで、一一八の一部、一一九、一二〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字西沼敷 一から七まで、八の一、八の二、九、一〇の一、一〇の二、一一から一八まで、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二二の一部、二二から三七まで、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇の一から四〇の四まで、四一から四九まで、五〇の一、五〇の二、五一、五二の一、五二の三、八三の一、八七、八八の一、八九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字門目下 一〇三の一部、一四九の一部、一四九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字門目下 六から一一まで、一一から一五まで、一六の一、一六の二、一七から一五まで、一七から三〇まで、三一の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四の一、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三八の六、三八の七、四一の一、四一の二、四二、四二の二、四三、四四、四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四七から五〇まで、五一の一、五三から七四まで、七五の一、七</p>
		<p>大曲市角間川町字門目</p>	

<p>五の二、七六から八〇まで、八一の一から八一の四まで、八二、八三、八四の一、八四の二、八五、八六の二から八六の四まで、八七、八七の一、八九から九五まで、九六の一、九七の一、九八から一〇二まで、一〇三の一の一部、一〇六から一一一まで、一一二の一、一一二の二、一一三から一四八まで、一四九の一部、一五〇から一五五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字門目東 三、四の一、五の一、六の一、九の一、一〇の一、一〇の二、一一の一、一二の一、一三の一、一五の一、一八の一、一九の一、二〇の二、二二の二、二二の三、二四の二、二五の二、二六の一、二七の一、二八の二、二九、三二、三三、三三の二、三三の三、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、三六の一、三六の二、四〇の一、四一の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四七の二、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五から五七まで、六〇から八九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字古川敷 一の一部、二から五まで、六の一部、七の一部、一三の三、一四、一五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字土手外 一の一から一の三まで 大曲市角間川町字西沼敷 二二の一部、五二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
---	--	--	---

<p>大曲市角間川町字東沼敷</p> <p>一六の一部、五一の三の一部、七六の一の一部、七六の二の一部、七九の一部、八〇の一部、八一の二の一部、一一八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一一八、一二〇に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大曲市角間川町字街道</p> <p>東</p>
--	----------------------------

秋田県告示第八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条第七項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、同条第八項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があつたので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成十六年一月三十日から平成十七年一月二十九日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条の二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、同条第九項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があつたので、同条第十項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄

物処理計画実施状況報告書

二 縦覧期間 平成十六年一月三十日から平成十七年一月二十九日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第八十九号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に関し届出があつたので、同法第九条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類

二 縦覧期間 平成十六年一月三十日から同年六月三十日まで

三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第九十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の結果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 調査を行った者の名称 藤里町

二 成果の名称 山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿

三 測量及び調査を行った地域 山本郡藤里町大字粕毛の一部

四 実施年度及び認証面積 平成十三年度から平成十五年度まで

一・〇五平方キロメートル

五 認証年月日 平成十六年一月二十二日

六 調査を行った者の名称 峰浜村

七 成果の名称

八

九

十

十一

十二

- (三) 山本郡峰浜村の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度から平成十五年まで  
〇・六五平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年一月二十二日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄和町
- (一) 調査を行った者の名称  
雄和町
- (二) 成果の名称  
河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 河辺郡雄和町大字榑川の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
〇・九四平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年一月二十二日
- (四) 調査を行った者の名称  
雄和町
- (二) 成果の名称  
河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 河辺郡雄和町大字下黒瀬の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年  
一・一一平方キロメートル  
認証年月日  
平成十六年一月二十二日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄和町

秋田県告示第九十一号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
河辺郡河辺町岩見字岩見山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩見山（次の図に示す部分に限る。）  
（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに河辺郡河辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 秋田県告示第九十二号  
農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年一月三十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 保安林予定森林の所在場所  
湯沢市高松字高松沢、雄勝郡雄勝町桑崎字小比内山、羽後町飯沢字大黒森沢、軽井沢字八塩山、東成瀬村榑川西山ノ内字松ヶ沢、皆瀬村島等字生内沢、字黒沢（以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 指定の目的 水源のかん養
  - 三 指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（一） 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
湯沢市高松字高松沢・雄勝郡雄勝町桑崎字小比内山・羽後町飯沢字大黒森沢・軽井沢字八塩山・東成瀬村榑川西山ノ内字松ヶ沢・皆瀬村島等字生内沢・字黒沢（以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - （二） 次の森林については、主伐は、択伐による。



湯沢市高松字高松沢・雄勝郡雄勝町桑崎字小比内山・羽後町飯沢字大黒森・沢・軽井沢字八塩山・東成瀬村椿川西山ノ内字松ヶ沢・皆瀬村畠等字生内沢・字黒沢(以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マルシメ 代表取締役 遠藤清 一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平鹿郡十文字町佐賀会字下沖田六番地一  
マルシメ南の街ショッピングセンター  
平鹿郡十文字町佐賀会字下沖田四十番地
- (三) 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
  - ア 変更前 四千八百六十七平方メートル
  - イ 変更後 五千八百六十七平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
  - ア 変更前 三百八十三台

- イ 変更後 三百六十二台
- (3) 駐車場の位置及び収容台数
  - ア 変更前 二百二十五台
  - イ 変更後 二百七十台
- (4) 荷捌き施設的位置及び面積
  - ア 変更前 二十五平方メートル
  - イ 変更後 四十四・六平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
  - ア 変更前 七十五・七二立方メートル
  - イ 変更後 八十九・九七立方メートル
- (6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後七時三十分ほか
  - イ 変更後 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後十時ほか
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 変更前 午前九時から午後九時三十分まで
  - イ 変更後 午前九時から午後十時三十分まで
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ア 変更前 午前七時から午後七時まで
  - イ 変更後 午前六時から午後八時まで
- (四) 変更する年月日
  - 平成十六年九月十九日
- 二 届出年月日
  - 平成十六年一月十九日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
十文字町役場 商工課
  - (二) 縦覧期間  
平成十六年一月三十日から同年五月三十一日まで
  - 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
  - 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)



秋田県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田卸町店

秋田市卸町一丁目三番七号

(三) 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 二百八十三台

イ 変更後 三百九十五台 ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店資材館と共用

ア 変更前 二十台

イ 変更後 二十台 ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店資材館と共用

(3) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

ア 変更前 百一・七五立方メートル

イ 変更後 五十四・二四立方メートル ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店資材館と共用

(4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヤマキ

ア 変更前 開店時刻 午前九時

イ 変更後 開店時刻 午前七時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

イ 変更後 午前六時三十分から午後九時三十分まで

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

能代市大町七番二十七号

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 九か所

イ 変更後 十一か所

変更する年月日

平成十六年九月二十一日

変更する理由

消費者の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十六年一月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年一月三十日から同年五月三十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

能代市大町七番二十七号

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

能代市大町七番二十七号

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

能代市大町七番二十七号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターヤマキ湯沢店  
湯沢市表町四丁目三番三十三号  
変更しようとする事項
- (三) 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
ア 変更前 二千四百九十四平方メートル  
イ 変更後 二千八百六十四平方メートル
- (2) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社ヤマキ  
ア 変更前 開店時刻 午前九時  
イ 変更後 開店時刻 午前七時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで  
イ 変更後 午前六時三十分から午後九時三十分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十六年九月二十一日
- (五) 変更する理由  
消費者の利便性向上のため
- 二 届出年月日  
平成十六年一月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
湯沢市役所 商工観光課  
(二) 縦覧期間  
平成十六年一月三十日から同年五月三十一日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大

規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝  
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターヤマキ秋田卸町店資材館  
秋田市卸町一丁目九十三番一号
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝  
能代市大町七番二十七号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年九月二十一日
- (五) 店舗面積の合計  
二千四百四十六平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数  
三百九十五台 ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店と共用
- (七) 駐輪場の収容台数  
二十台 ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店と共用
- (八) 荷さばき施設の面積  
四十五・一八平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
五十四・二四立方メートル ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸町店と共用
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前七時  
イ 閉店時刻 午後九時
- (十一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から午後九時三十分まで
- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数

(三) 十一か所 ただし、ホームセンターヤマキ秋田卸店と共用  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

二 届出年月日  
平成十六年一月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年一月三十日から同年五月三十一日まで

四 意見書の提出先

五 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(三)(二)(一) 意見の述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道		旧	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字殿上八番三〇から八番三二地先まで		七・五〇〇～一七・五〇〇	〇・五五四
		新	百八号	"		一六・〇〇〇～三七・〇〇〇	〇・五五四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年一月三十日から同年二月十二日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第九十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道		旧	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字塚ノ岱五三番四地先から字上館ヶ沢岱下二〇番地先まで		五・〇〇〇～一五・五〇〇	〇・一一二
		新	矢坂糠沢線	"		五・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・一一二

- 二 供用開始の期日 平成十六年一月三十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十六年一月三十日から同年二月十二日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線		北秋田郡鷹巣町綴子字塚ノ岱二番地先から一七番地先まで	五・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・〇七二
	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線		北秋田郡鷹巣町綴子字塚ノ岱二番地先から一七番地先まで	七・五〇〇～一七・〇〇〇	〇・〇七二

秋田県告示第九十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年一月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年一月三十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十六年一月三十日から同年二月十二日まで

秋田県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年一月三十日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	森岳鹿渡線	山本郡山本町森岳字街道東六二番一―地先から六五番二地先まで

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年一月三十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課

- (二) 期間 平成十六年一月三十日から同年二月十二日まで

秋田県告示第百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年一月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

- 平成十二年建設省告示第千六百二十七号秋田都市計画道路事業一・四・二号秋田中央道路及び三・一・八号秋田駅東中央線を秋田都市計画道路事業一・四・二号秋田中央道路三・一・八号秋田駅東中央線及び三・二・一―号秋田駅八橋線に変更する。

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

- (二)(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- 秋田市手形住吉町一番九号 秋田中央道路建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 平成十二年建設省告示第千六百二十七号の事業地のうち、旭北錦町、旭北寺町地内において事業地を変更するとともに、事業地に大町二丁目及び三丁目、

千秋明徳町並びに通七丁目地内の事業地を追加する。  
 使用の部分 平成十二年建設省告示第六百二十七号の事業地のうち、旭北寺町  
 大町二丁目及び三丁目、千秋明徳町並びに通七丁目地内において事業地を変更する。

秋田県告示第百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年  
 九月十九日付け指令平建 六百四 二で許可した開発行為に関する工事が完了したの  
 で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百十二番地の一  
 有限会社 泉谷土木 代表取締役 泉 谷 富 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市赤坂字甚吉森六十三番三十一、六十三番三十三、六十九番一、六十九番三

秋田県告示第百二三号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、  
 証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づ  
 き、告示する。  
 平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市役所職員労働組合

秋田県告示第百四号

秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、  
 次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示す  
 る。  
 平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
本荘市油小路十一番地	本荘市出戸町字尾崎十七	

公 告

堀 江 浩

番地

平成十六年一月二十一日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
 和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び予定数量

一種一号重油（特A重油） 百四万リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期間

平成十六年四月一日（木）から平成十七年三月三十一日（水）まで

(四) 納入場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 事務部総務管理班（電話〇一

八 八九二 三七五一）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年二月二日（月）から同年三月五日（金）ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月十七日（水）午後一時三十分

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 講堂

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条



までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (二) 入札の方法  
入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要

- (六) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased : Article : Class A Heavy oil Quantity : approx 1,040,000 l
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 17 March, 2004
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa aza-Gohyakukaria, Kyowa Town, Sembokugun, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年一月十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたNPOコアセンター

- 三 代表者の氏名  
小西 知子

- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市泉中央四丁目十二番三号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな分野の市民活動を行う個人または団体とともに、地域のニーズに応える事業展開を図ることを目的に、自らもエンパワーメントの確立のため市民活動に共感する個人または諸団体と協働し、市民力を結集できる事業を行い社会に貢献する。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、仙北郡高梨土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(橋本2地区農地等高度利用促進事業(農地維持保全型))計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年二月二日から同年三月一日まで
- 三 縦覧場所 仙北町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、仙北郡西仙北町北野目字北野目三十六番地北野目地区土地改良事業共同施行代表者佐々木英雄から平成十六年一月二十三日土地改良事業(北野目地区開田事業)に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - サーバー 一式
  - (二) 購入物品の仕様等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限
  - 平成十六年三月三十日(火)
  - (四) 納入場所
  - 秋田県立横手清陵学院
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十六年一月三十日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十六年二月十六日(月)午前十一時四十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
  - 規則第百六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法
  - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等
  - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他
  - 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十六年一月三十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - トレーニング機器 七台
  - (二) 購入物品の仕様等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限
  - 平成十六年三月二十九日(月)
  - (四) 納入場所
  - 秋田県立武道館
  - 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法



秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十三日(金)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

トレーニング機器 六台

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十三日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

MDプレーヤー 百個

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年三月十六日（火）

## (四) 納入場所

国際教養大学

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

## (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

## (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

## (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日（金）から二月九日（月）までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十七日（火）午後一時三十分

## 五 秋田県庁地下一階管財課入札室

## 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

CD、MD、CTAPE再生録音機 百個

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年三月十六日（火）

## (四) 納入場所

国際教養大学

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十七日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月三十日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

一酸化炭素自動測定器 一台

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十六日(金)

(四) 納入場所

秋田県環境センター 大気測定局舎大館自排局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から同年二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十七日(火)午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年一月三十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
超低温フリーザー 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所  
秋田県衛生科学研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から二月九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月十七日(火)午後二時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。



平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - (二) 多点多式データロガー 一式
  - (三) 購入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
  - 平成十六年三月十五日(月)
- (四) 納入場所
  - 秋田県立大学 本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
    - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
    - 秋田県の休日を含め、平成十六年一月三十日(金)から二月九日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成十六年二月十七日(火)午後二時三十分
  - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
  - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
    - 規則第六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法
    - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等
    - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他
    - 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十六年一月三十日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品名及び数量
      - パソコンテーブル 四十二台
    - (二) 購入物品の仕様等
      - 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限
      - 平成十六年三月二十五日(木)
    - (四) 納入場所
      - 秋田県立横手清陵学院
  - 二 入札に参加する者に必要な資格
    - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
    - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
      - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
      - 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
    - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から二月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月十七日(火)午後二時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 四十七台

秋田県知事 寺田典城

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所  
秋田県立大学本荘事務室

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
パーソナルコンピュータ 二十台 平成十六年二月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年六月十三日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 1) 2) の資格に係る申請

(一) 2) の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年二月十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から同年二月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月一日(月)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 47 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 1 March, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 公衆無線LANシステム 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限
- 平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県森林学習交流館

(五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年五月三十日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(四) 資格に係る申請

(一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年一月三十日(金)から同年二月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月一日(月)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。



(三) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Public wireless LAN system 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 1 March, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年一月三十日

秋田県知事 寺田典城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量  
電子計算組織 五式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日  
平成十五年十二月九日

(四) 落札者の名称及び住所  
秋田リコー株式会社 秋田市卸町四丁目九

(五) 落札金額

二千六百六十七万円

(六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年十一月七日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量  
電子計算組織 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日  
平成十五年十二月九日

(四) 落札者の名称及び住所  
株式会社北都情報システムズ 秋田市山王三丁目四 二十三

(五) 落札金額

一千百五十五万円

(六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年十一月七日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 二百台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日  
平成十六年一月九日

(四) 落札者の名称及び住所  
東日本電信電話株式会社秋田支店 秋田市中通四丁目四

(五) 落札金額  
一千九百七十七万三千円

(六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年十一月二十八日

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十三年十一月六日(第千三百十六号)掲載の秋田県告示第六百六十七号(河川区域の変更による廃川敷地等)

(原稿誤り)

二ページ上段廃川敷地等の位置、種類及び面積表中

七四六一・八〇平方メートル

は

七七〇七・七五平方メートル

の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄